（参考）

　共同省令　別記様式第一号（第三条関係）

|  |
| --- |
| 浄 化 槽 設 置 届 出 書 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日 都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　殿 　特定行政庁 設置者の住所 　 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号　浄化槽を設置したいので、浄化槽法第５条第１項の規定により次のとおり届け出ます。 |
| １．設置場所の地名地番 |  |
|  | ２. 種 類 | ①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽（名称　　　　　　　　　認定番号　　　　　　　　　　　　　　　）②その他 |
| ３．処理の対象 | ①し尿のみ　　　②し尿及び雑排水 |
| ４．当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積 |  ㎡ |
| ５．処理対象人員及び算定根拠 | 　　　　　　　　人 |
| ６．処　理　能　力 | イ 日平均汚水量ロ 生物化学的酸素要求量の除去率ハ 放流水の生物化学的酸素要求量 |  ｍ３ ／日 　　 　　　％ 　　 　 mg／ｌ |
| ７．放流先又は放流方法 | ①側溝　②河川　③湖沼　④海域　⑤地下浸透⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ８．工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号 | 氏名又は名称　　　　　 　　登録番号 |
| ９・着工予定年月日 | 年 月 日 | 10．使用開始 　予定年月日 | 年 月 日 |
| 11．付近の見取り図 | （下水道の予定処理区域　内・外） | 市町村確認欄 |
| 12．その他特記すべき事項 |  |
| 13．建築基準法に基づく浄化槽の種類【該当箇所にチェックをお願いします】　□国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合（昭和55年建設省告示第1292号）告示（第1292号　　第　 　第　 　号　　）　処理方式（　 　　　　　　　　　）　□国土交通大臣の認定を受けた場合（法第31条第2項の認定又は令第35条第1項の認定）認定番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □型式適合認定（法第68条の10第1項） 　　　　　　 認定番号（　　　 　　　　　　　　　　　　　　　）　　　□型式部材製造者認証（法第68条の20第1項）　 　　　 認証番号（　　 　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 14．添付図書① 案内図、② 配置図（浄化槽の設置、排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路等を記載したもの）、　③ 構造図、④ 仕様書、⑤ 処理工程図、⑥ 設計計算書、⑦ 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図、⑧ 建築基準法第31条第2項の認定に係る認定書の写し又は建築基準法施行令第35条第1項の認定書の写し⑨ 建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式の認定書の写し（別添仕様書及び図面を含む）、　　⑩ 建築基準法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等に係る認定書の写し、⑪浄化槽法第13条の認定に係る認定書　■国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合・①､②､③､④､⑤､⑥､⑦､（⑪）　■国土交通大臣の認定を受けた場合・・・・・・①､②､③､④､⑤､⑥､⑦､⑧､（⑪）　　　■型式適合認定による場合・・・・・・・・①､②､⑦､⑨又は（社）浄化槽システム協会作成図面集､⑪　　　■型式部材製造者認証による場合・・・・・①､②､⑦､⑩､⑪ |
|  行政庁記入欄 |
|  |
| （注意）１ ２欄、３欄及び７欄は、該当する事項を○で囲むこと。２ 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 　　　　 また、設置場所について、浄化槽法第３条の２第１項ただし書きに規定する下水道の予定処理区内外の別を示すこと（内・外のいずれかを○で囲むこと。） 　　　 ３　12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。 　　 　４　添付図書欄、型式適合認定による場合で、建築基準法第３８条（旧法第３８条（平成１２年改正の昭和５５年建設省告示第１２９２号第１３）による方式）による場合は⑧を添付すること。 |
|

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第１

年　　月　　日

　群 馬 県 知 事 あて

 市 長

 　浄化槽設置者

 　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

 　申請代理者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

環境保全に関する誓約書

　私は、このたび浄化槽を設置するに当たり、次の事項を誓約します。

 １　下記の業者に協力を求め、関係規則を遵守し、環境保全に万全を期します。

　２　業者等未定の場合は、決定次第、浄化槽工事業者変更報告書又は浄化槽使用開始報告書により環境森林事務所長あて報告いたします。

 ３ （公財）群馬県環境検査事業団が実施する浄化槽法第７条の設置後等の水質検査及び第１１条の定期検査を受検いたします。

　４　浄化槽を設置した区域が、下水道の共用開始を告示されたときは、遅滞なく下水道へ接続いたします。

 ５　環境保全に問題を生じた場合は、責任をもって解決いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 浄化槽の種類 | 単独 方式　　　 　人槽 　 　 浄化槽法第13条合併 　能力 　 ｍ３／日 　　認定番号 |
| 設置場所 |  | 設置予定 　 年 　　月 　 日年月日 |
| 浄化槽製造業者 | 住所 | 氏名 |  |
| 浄化槽工事業者 | 住所 | 氏名 | 登録（届出）番号 |  |
| 浄化槽保守点検業者 | 住所 | 氏名 | 登録番号 |  |
| 浄化槽清掃業者 | 住所 | 氏名 | 許可番号 |  |
| 使用開始予定年月日 | 　年 月 日 | ７条検査受検予定年月日 |  年 　　月　 　日 |